

関係方面からの意見

目次

| | |
|---|----|
| 平成 27 年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望（平成 26 年 7 月 16 日） 全国知事会 | 2 |
| 原子力発電等に関する要請書（平成 26 年 11 月 25 日） 原子力発電関係団体協議会 | 6 |
| 原子力発電等に関する要請書 全国原子力発電所所在市町村協議会（平成 27 年 1 月 30 日） | 11 |
| 原子力防災体制の充実・強化等に関する提言（平成 27 年 2 月 18 日） 自由民主党 原子力規制に関する P T | 13 |
| 平成 26 年度原子力総合防災訓練の実施結果について（平成 26 年 12 月 24 日） 内閣府政策統括官（原子力防災担当） | 21 |

Ⅲ 原子力防災対策について

1 原子力防災体制の強化について

（1）原子力災害対策指針について

原子力災害対策指針については、最新の知見や国内外の状況等を踏まえ、今後も継続的に改定していくとともに、地方公共団体等の意見を適切に反映していくこと。また、プルームの影響を考慮した P P A の導入や実用発電用原子炉以外の原子力施設及び事故を起こした原子炉に係る原子力災害対策重点区域の範囲など未策定の事項について、速やかに指針を策定するとともに、廃止措置に向けて長期間停止する原子炉についても、必要な対策を示すこと。

（2）原子力防災体制について

複合災害や過酷事故が起こることを想定し、地方公共団体の意見を踏まえ、原子力防災体制を充実させるとともに、災害対策における地方公共団体の役割の重要性に鑑み、地方公共団体と国、事業者との緊密な連携協力体制の整備に向け、法整備を含めて国が主体的かつ速やかに対応すること。また、現行の法制度では、緊急時において線量限度を超える高線量率下での対応が出来ないことから、法制度の見直しや特殊部隊の創設などを検討すること。さらに、事故発生時における原子力施設の安全確保のため、意思決定や指揮命令系統などに関する法の制定など、国の体制整備に取り組むとともに、関係地方公共団体が事故拡大防止に関与する体制についても検討すること。加えて、オフサイトセンターについて、国が設置や運営の主体となることを明確にし、速やかにガイドラインに準拠した整備を行うこと。なお、避難行動要支援者の避難のあり方など省庁横断的に進める必要がある対策については、原子力発電所立地地域毎に設置されたワーキングチームにおいて、各地域毎の取組状況を把握し、国として地域の実情に応じた適切な防災体制の確立を支援すること。

2 具体的な原子力防災対策について

(1) 避難対策について

実効性ある避難計画の策定を支援するため、O I Lに基づく避難範囲の特定方法などを含む各種防災関係マニュアルを作成し、関係地方公共団体に対し、速やかに示すこと。なお、作成にあたっては、関係地方公共団体の意見を十分に聴き反映させること。また、災害発生時の避難のための道路や港湾等のインフラ、公共施設等について、関係地方公共団体の意見を聴きつつ、国が積極的に関与し、早急に整備を進めること。併せて、県境を越えるなどの広域避難等を想定し、国が主体的に関係地方公共団体や運輸事業者等と避難先の確保や具体的な避難手段を調整するとともに、避難先への迅速な人的支援や国による大規模備蓄施設の整備などの物的支援ができる体制を構築すること。特に、避難行動要支援者の避難にあたっては、必要な車両や資機材、医療従事者等の確保、自衛隊等による迅速な搬送体制の整備、避難先となる病院や社会福祉施設等の確保など、避難行動要支援者が迅速かつ安全に避難できる支援体制を確立すること。屋内退避を前提とした病院や社会福祉施設等の放射線防護対策については、今後の進め方など基本的な考え方を示すこと。さらに、避難住民や避難車両等に対するスクリーニング及び除染の方法や実施場所選定に係る基準、そのための人員体制や資機材の配備等について、避難受入地域の状況等を十分考慮した上で、国の責任において災害時に確実に機能する体制を構築すること。また、避難先となる地方公共団体及び住民に対して、放射線等に関する知識の普及啓発を行うこと。

(2) 放射線モニタリング体制について

緊急時モニタリングは、避難指示や飲食物摂取制限などを実施するためにも極めて重要であり、国は、関係地方公共団体、事業者における実施内容や役割分担等を速やかに示し、緊急時モニタリング計画の策定を支援するとともに、地方放射線モニタリング対策官の増員や資機材の早急な整備など、災害発生時において緊急時モニタリングセンターが確実に機能する仕組みを構築すること。また、原子力施設周辺の放射線モニタリングに係る実施項目や実施範囲、測定地点の設定間隔等について、防災範囲の拡大に対応した新たな基準を早急に示すこと。特に、福島第一原子力発電所事故の際に課題となった放射性ヨウ素等の大気中放射性物質の測定体制に係る基準を速やかに示すこと。さらに、緊急時により迅速な防護措置を実施するため、S P E E D I 等による放射性物質の拡散予測精度を向上させ活用することや、緊急時モニタリングセンターに参画する機関間で情報共有できるシステムの整備を促進すること。

4 適切な財政措置等について

原子力防災体制の見直しにより、地方公共団体が実施する防災対策の範囲が大きく広がっており、それに伴い発生する資機材の配備やインフラの整備、防災関係マニュアル等の作成、人員の増員等に係る必要経費などについては、関係地方公共団体の意見を聴きつつ、新たな負担とならないようUPZ外の地域における対策に要する経費を含め適切な財政措置及び人的支援を行うこと。また、官公庁等の原子力防災関連施設や一時退避所、病院、福祉施設等の放射線防護対策の強化や万が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な資機材整備など、適切な防災対策が講じられるよう、予算を確保するとともに、それらの施設の維持管理等に係る経費についても適切な財政措置を行うこと。

【災害対策・国民保護関係】

1 大規模・広域・複合災害対策の推進について

(8) 複合災害対策の推進

原子力災害を含む複合災害対策については、別個の関係法令からなる複数の指揮系統による現場の混乱等の課題を踏まえ、従来の府省庁縦割りから脱し、統一的・効果的な複合災害対応が可能となるよう、法体系や国の指揮命令系統の一元化及び本部機能充実を含め、必要な検討・見直しを行うこと。

4 原子力災害対策の推進について

(1) 原子力安全対策の充実

- ア 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、重大事故は起こるものということを前提に、事故時に放射性物質の大量放出や拡散を防ぐため、意思決定などマネジメント面への対応を含め、法制度や体制の整備等、安全対策に取り組むこと。
- イ 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る検証と総括を行い、得られた教訓や新たな知見、世界の最新の知見を規制基準に反映すること。さらに、原子力規制委員会は、立地及び周辺自治体をはじめ様々な専門家の意見を聴きながら幅広い議論を行い、IAEA等の関係機関や事業者からの意見も聴いた上で、規制基準や法制度を絶えず見直していくなど、原子力規制のより一層の充実・強化に不断に取り組むこと。また、真に実効性のある安全規制とするため、規制基準に基づく厳格な審査を行うとともに、原子力規制の取組状況や安全性について、国民に対し自ら主体的に説明責任を果たすこと。

(2) 原子力防災対策の整備

- ア 原子力災害対策指針については、最新の知見や国内外の状況等を踏まえ、今後も継続的に改定していくとともに、定期的な意見交換の機会を設ける等により関係自治体等の意見を適切に反映していくこと。また、プルームの影響を考慮したPPAの導入など未策定の事項について、具体的な内容を速やかに示すこと。さらに、防災対策における地方自治体の役割の重要性に鑑み、地方自治体と国、事業者等との緊密な連携協力体制について、法的な位置付けも含め早急に検討すること。
- イ 実効性のある防護対策のために、原子力発電所の状態やSPEEDI等の放射性物質の大気中拡散予測に関する信頼性の高い情報が不可欠なことから、その信頼性の向上を図り、住民の被ばくを避けるための具体的活用方法を明示すること。また、避難指示に関する情報等を迅速にわかりやすく公表・伝達し、避難や屋内退避等に有効に活用できる具体的な仕組みを構築すること。
- ウ 高線量下において地方自治体、関係機関、民間事業者等が作業することを想定し、法律に規定する被ばく限度や限度を超えた場合の作業の方法に加え、要員及び避難誘導等に従事する者の指揮命令系統や責任の所在、補償のあり方等に関連する法整備を図ること。
- エ 防災対策に係る資機材の配備、緊急時モニタリング体制、緊急被ばく医療体制、住民等の避難が円滑に行える体制の整備、一時退避所、病院、福祉施設等の放射線防護対策等について、関係府省庁一丸となって対応すること。
- オ 都道府県や市町村の行政区域を越える広域避難を円滑に実施するため、積極的に地方と連携するとともに、避難先、避難経路及び避難手段の調整・確保、並びに必要な資機材の整備、避難に係るインフラの整備や維持管理を行うなど、広域的な防災体制の整備について、国が主体的に取り組むこと。
- カ 地方自治体が地域の特性を踏まえて必要であると判断し、実施する防災対策に要する経費について、原子力災害対策重点区域外での対策に要する経費や職員の人件費も含め、確実に財源措置を行うこと。

Ⅲ 原子力防災対策について

1 原子力防災体制の強化について

(1) 原子力災害対策指針に関する事項

- ① 原子力災害対策指針については、最新の知見や国内外の状況を踏まえ、今後も継続的に改定していくとともに、関係自治体等の意見を適切に反映していくこと。
- ② プルームの影響を考慮した P P A の導入や実用発電用原子炉以外の原子力施設及び事故を起こした原子炉に係る原子力災害対策重点区域の範囲など未策定の事項について、速やかに指針を策定するとともに、廃止措置に向けて長期間停止する原子炉についても必要な対策を示すこと。

(2) 原子力防災体制の確立に関する事項

- ① 複合災害や過酷事故が起こることを想定し、関係自治体の意見を踏まえ、原子力防災対策を充実させるとともに、災害対策における自治体の役割の重要性に鑑み、関係自治体と国、事業者との緊密な連携協力体制の整備に向け、法整備も含めて国が主体的かつ速やかに対応すること。
- ② 避難行動要支援者の避難のあり方など省庁横断的に進める必要がある対策については、原子力発電所立地地域毎に設置された防災関係省庁と県の担当者等で構成されるワーキングチームにおいて、各地域の取組状況を把握し、国から具体的な対策を提示するなど、迅速かつ着実に進めることにより、国として、地域の実情に応じた適切な防災体制の確立を支援すること。また、住民の安全確保のためには、立地地域の意見をよく聴いた上で、真に関係省庁が連携し、課題に真剣に取り組むことが必要であることから、各地域の避難計画等の実効性を確保するための支援体制の整備など、国が責任を持って、安全確保に取り組む仕組みを構築すること。
- ③ 緊急時において線量限度を超える高線量率下での事故対応作業を実施するための関係法令を整備するとともに、自衛隊の通常任務に事故対応を追加するなど現場対応が出来る部隊を国の指揮下に設置すること。

- ④ 事故発生時における原子力施設の安全確保のため、意思決定や指揮命令系統などに関する法の制定など、国の体制整備に取り組むとともに、立地自治体が事故拡大防止に関与する体制についても検討すること。
- ⑤ オフサイトセンターについて、法令又はガイドラインに国が設置や運営の主体であることを明記するとともに、速やかにガイドラインに準拠した整備を行うこと。

(3) 航空機落下及びテロの未然防止に関する事項

- ① 航空機落下のリスク低減のため、原子力施設周辺上空の飛行禁止及び飛行禁止区域周辺の航空機の飛行に係る最低安全高度の設定について、法制化を図ること。
- ② 原子力施設に対するテロの未然防止のため、国内のみならず国際的な連携も強化し、情報収集や国際協力に努めること。また、武力攻撃等の緊急事態への対処処置について、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、地方自治体、電気事業者等の関係機関が連携し、実効性のある対策が迅速に講じられるよう、平時から緊急時に備えた体制を構築すること。

《内閣官房》 《内閣府》 《警察庁》 《総務省》 《外務省》
《厚生労働省》 《国土交通省》 《海上保安庁》 《環境省》
《原子力規制委員会》 《防衛省》

2 具体的な原子力防災対策について

(1) 避難対策に関する事項

- ① 実効性ある避難計画の策定を支援するため、O I Lに基づく避難範囲の特定方法などを含む各種防災関係マニュアルを作成し、関係自治体に対して速やかに示すこと。なお作成に当たっては地方自治体の意見を十分に聴き反映させること。
- ② 災害発生時の避難のための道路や港湾等のインフラ、公共施設等について、地方自治体の意見を聴きつつ、国が主体となって早急に整備を進めるとともに、適切な維持管理を行うこと。
- ③ 県境を越えるなどの広域避難や避難行動要支援者の避難体制に係る国と関係自治体の役割分担や国による支援体制を速やかに示すこと。広域避難については、国が主体的に関係自治体や運輸事業者等と避難先の確保や車両とその運転要員の確保などの具体的な避難手段を調整するとともに、避難先への迅速な人的支援や国による大規模備蓄施設の整備などの物的支援ができる体制を構築

すること。

避難行動要支援者の避難体制については、避難計画策定を促進するため、ワーキングチームにおける検討も踏まえながら、必要な車両や資機材、医療従事者等の確保、自衛隊等による迅速な搬送体制の整備、避難先となる病院や社会福祉施設等の確保などに係るマニュアル等を整備するとともに、国として避難行動要支援者が迅速かつ安全に避難できる具体的な支援体制を確立すること。

- ④ 避難住民や避難車両等に対するスクリーニング及び除染の方法や実施場所選定に係る基準、そのための人員体制や資機材の配備等について、避難受入地域の状況等を十分考慮した上で、国の責任において災害時に確実に機能する体制を構築すること。また、避難先となる地方自治体及び住民に対して、放射線等に関する知識の普及啓発を行うこと。

(2)放射線モニタリング体制に関する事項

- ① 緊急時モニタリングは、避難指示や飲食物摂取制限などを実施するためにも極めて重要であることから、国は、関係自治体、事業者等における実施内容や役割分担、広域化・長期化に対応するための具体的な動員計画等を速やかに示し、関係自治体に策定が義務付けられた緊急時モニタリング計画の策定を支援すること。また、地方放射線モニタリング対策官を原子力施設の立地地域毎に複数名配置するとともに、資機材を早急に整備するなど、災害発生時において緊急時モニタリングの実施を統括する緊急時モニタリングセンターが確実に機能する仕組みを構築すること。
- ② 原子力発電所周辺の放射線モニタリングに係る実施項目や実施範囲、測定地点の設定間隔等について、防災範囲の拡大に対応した新たな指針を早急に示すこと。特に、福島第一原子力発電所事故の際に課題となった放射性ヨウ素等の大気中放射性物質の測定体制に係る基準を速やかに示すこと。また、緊急時により迅速な防護措置を実施するため、緊急時モニタリングセンターに参画する機関間で情報共有できるシステムの運用方法を明確にした上で整備すること。SPEED Iについては、関係道県が利用できるようにするなど具体的な活用方法について検討し、速やかに示すこと。さらに、海洋での放射性物質の拡散予測システムの一層の研究開発に努めること。

《内閣府》 《総務省》 《消防庁》 《厚生労働省》 《国土交通省》
《環境省》 《原子力規制委員会》

3 緊急被ばく医療について

- ① 緊急時に国、地方自治体、医療機関等が適切に連携して対応できるよう必要となる対策について具体的に整理し、対応マニュアルを早急に作成するとともに、緊急被ばく医療に係る備蓄や施設整備、医療従事者の確保等に関する支援を強化すること。特に、緊急被ばく医療の実施体制整備のために、中長期的な視点で緊急被ばく医療に係る人材育成に取り組むこと。
- ② 安定ヨウ素剤の配布にあたり、住民不安や過度な混乱を防ぐとともに、住民が適時・適切に服用できるよう、地方自治体の事情を十分に聴取のうえ、早急に対応マニュアルを充実するとともに、住民からの服用可否や副作用など医学的な問い合わせに対する相談窓口について、国において一元的に設置すること。なお、安定ヨウ素剤の配布後も、地方自治体において薬剤の更新業務が継続的に発生するため、再配布の手続きを簡略化するなど、住民や自治体の負担を軽減できる方法を国が示すこと。また、乳幼児用の安定ヨウ素剤の開発及び製造について、早急に製薬業者を指導・支援するなど、乳幼児が確実に安定ヨウ素剤を服用できる体制の確立に努めること。さらに、配布体制の整備にあたり、説明を行う医師の確保・育成や説明資料の作成等について、国の責任において十分な支援を行うこと。住民不安を軽減するために、副作用や誤飲等による事故が発生した際に簡易な手続きで補償を受けることが可能な制度を創設すること。
- ③ 安定ヨウ素剤を事前配布する住民の範囲については、地方自治体の判断を尊重し、P A Zの内外にかかわらず必要な支援を行うこと。
- ④ U P Z外における安定ヨウ素剤の配備など、プルーム通過時の防護措置の在り方について速やかに示すとともに、必要な支援を行うこと。
- ⑤ 原子力施設における事故が発生した後の住民の被ばく評価を含めた健康管理について、統一的な基準に基づく原子力災害に係る健康管理対応マニュアルを早急に作成すること。

《文部科学省》 《厚生労働省》 《原子力規制委員会》

4 財政支援に関すること

原子力防災体制の見直しにより地方自治体を実施する防災対策の範囲が大きく広がっている状況を踏まえ、地方自治体の意見を聴きつつ、以下のとおり適切な財政支援及び人的支援を行うこと。

なお、財源の配分に当たっては、考え方を十分に示すこと。

- ① 原子力防災関連施設や一時的な屋内退避施設、病院、福祉施設等の放射線防護対策の強化に当たっては、その考え方を速やかに示した上で各地方自治体の状況に応じた予算の確保と配分を行い、早期に適切な防災対策が講じられるようにすること。また、既に整備を行った施設や今後整備される施設の維持管理等に係る経費については、国において現行の予算体系とは別枠で予算を確保した上で地方自治体に配分すること。
- ② 原子力防災対策に必要な資機材の配備や維持管理、避難に係るインフラの整備や維持管理、計画や防災関係マニュアル等の作成に係る経費、人員増に係る必要経費などについて、適切な財政措置を行うこと。特に、安定ヨウ素剤の事前配布や緊急時配布等に必要経費について十分な財政措置を行うとともに、市町村や被ばく医療機関に対する間接補助が可能となるよう現行の交付金運用を見直すこと。
- ③ 広域避難体制を整備するために、立地県外における避難先も速やかに確保出来るよう、従来の交付金の枠にとらわれることなく、避難先の確保や避難所の運営及び備蓄品の確保に必要な経費も含めて、関係自治体への財政支援を弾力的に行うこと。
- ④ モニタリング機材の整備に当たっては、国が整備の考え方や基本仕様を提示した上で、地方自治体の実情に応じた整備が図られるよう財政措置を行うこと。また、当該整備及び維持管理に係る必要経費については、地方自治体の新たな負担にならないよう交付金の総額及び限度額を増額するなど、適切な財政支援を行うこと。

〈内閣官房〉 〈内閣府〉 〈財務省〉 〈国土交通省〉
〈環境省〉 〈原子力規制委員会〉

2 原子力防災対策について

我々立地市町村は、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力防災対策の抜本的な見直しに取り組んできた。

国の原子力災害対策指針の改定を受けて、各市町村は地域防災計画の見直しを進めているところではあるが、原子力防災対策の実効性をより向上させる上で、具体的な検討が必要な課題は依然として多く、あらゆる関係機関との連携が必要となっている。

国においては、内閣府に原子力防災専任の常駐職員を配置し、一元的に対応ができるよう体制を強化したが、今後は関係する省庁や自治体等との連携を強力に進め、現場に即した原子力防災対策を講じなければならない。

立地市町村が抱える課題に対応し、地域の実情に応じた原子力防災体制を構築するため、次の事項について早急に取り組むことを求める。

- (1) 原子力災害時には国が主導的役割を担うことを基本に、地域の実情に即した実効性のある対策が速やかに講じられるよう、関係自治体や事業者、その他関係機関との連携体制の強化を図ること。
- (2) 原子力災害対策指針については、最新の国際的知見を反映させることは勿論のこと、関係自治体等の意見を積極的に取り入れ、不断の見直しに努めること。
- (3) 災害時の避難に必要とされる道路や港湾等の整備・改良の必要性について、関係省庁が認識を共有し、国が主体的に整備促進を図ること。
- (4) 広域避難や要配慮者の避難について、国が主体的に関係自治体や関係機関等との調整を行い、避難手段や避難先を確実に確保し、迅速に避難できる体制を構築すること。

また、避難行動要支援者の搬送を自衛隊や消防等の公的機関の任務として位置付けるなど、災害時に迅速に搬送できる体制を整備すること。

- (5) 避難者等の避難退域時検査や除染を迅速かつ確実にできる体制を、関係自治体等との調整を踏まえた上で、国の責任において整備すること。
- (6) 複合災害時においても、緊急時モニタリング結果など、災害対応に必要となる情報を迅速かつ確実に市町村に伝えることのできる体制の構築及び通信機器の整備等を行うこと。
- (7) 即時避難が困難な要配慮者等の屋内退避施設整備にあたって、既存施設の耐震補強や室内設備改修など、退避時における要配慮者等の安全と健康を確保するための施設改修等に対しても、原子力災害対策施設整備費補助金の交付対象とするなどの財政支援を行うこと。
- (8) 防災拠点の機能強化や避難先との連携強化など、市町村が独自に行う災害対策事業等に対する財政支援を行うこと。また、避難先市町村における備蓄品、資機材等の確保、避難者受け入れに係る研修など、受け入れ体制の強化を図るため、避難先市町村に対しても財政支援を行うこと。
- (9) UPZ域における安定ヨウ素剤の緊急配布、服用に関する明確な基準を示すとともに、広域避難や屋内退避の際にも迅速かつ確実に配布・服用が行える仕組みを構築すること。また、乳幼児用の製剤の開発・製造を早急に進めるなど、乳幼児においても迅速かつ確実に服用できる体制の構築を進めること。
- (10) 安定ヨウ素剤の事前配布後、必然的に発生する更新に係る自治体の業務負担軽減のため、法律や制度の改正など、更新手続きの簡略化を図ること。
- (11) テロなどの有事に備えた原子力発電所の防護対策を強化すること。

1. はじめに

東京電力福島第一原子力発電所事故からほぼ 4 年が経過した現在も、被災者の方々の苦しみは今なお続いている。二度と同様の事故による被害と困難を招かないために、そして、国民の安全・安心をより確かなものとするために、これまでも、本 P T は原子力規制行政の更なる強化に向けて提言を行ってきたところである。

原子力規制委員会設置法附則第 5 条において 3 年以内の見直しが規定されていることを念頭に、昨年 10 月以降は、特に緊急性の高い原子力防災体制の充実・強化を中心に議論を重ねてきた。こうした本 P T における議論や自治体等からの要望を踏まえ、政府に対して以下の通り提言する。

なお、本 P T では、今後、引き続き、「3 年以内見直し規定」を踏まえ、原子力利用の安全確保に向けた諸課題について検討を進めていくこととする。

2. 原子力防災体制の充実・強化について

「東日本大震災復興加速化のための第 4 次提言」（以下、「復興第 4 次提言」と言う。）の内容を受けて、政府は、内閣府の原子力防災を担当する組織の体制を強化し、10 月 14 日付で内閣府政策統括官（原子力防災担当）以下、約 50 名の組織が発足した。

これにより、平時及び緊急時の両方で原子力防災担当大臣を支える内閣府の体制が強化され、この組織を中心に、政府を挙げて、地域の原子力防災の充実・強化に係る業務を推進する体制が強化された。更に、今般の経済対策において、この内閣府の原子力防災を担当する組織の体制がより一層強化されることとなったほか、原子力規制委員会（以下、「規制委員会」と言う。）における放射線モニタリング体制の充実も図られる。

こうした政府の取組みは、原子力防災体制の充実・強化の第一歩として評価できるが、今後も、地震や津波等の大規模な自然災害、サ

イバーテロを含むテロリズム、その他の犯罪行為の発生など原子力災害につながる様々な事態を念頭に置き、「そもそも原子力防災に向けた取組みに完璧はない」との考えに立って、不断の改善を行うことが必要である。

本PTは、PT内の議論はもとより、関係自治体からのヒアリングも踏まえ、原子力防災の充実・強化等に関し、政府に対して以下の9項目の実行を求める。

（提言1）原子力災害対策指針の充実

- 規制委員会が作成する原子力災害対策指針は、関係自治体、関係府省、関係機関による事前対策や緊急時対応の基本的考え方を示すものである。関係自治体は、原子力災害対策指針上の検討課題について、早期の検討と指針への反映を期待しており、規制委員会は、核燃料サイクル施設、東京電力福島第一原子力発電所に関する原子力災害対策について検討を行い、結論を指針に反映すること。
- また、引き続き、最新の国際的な議論や知見を踏まえ、地域防災の主体である関係自治体の意見も適切に反映し、原子力災害対策指針を不断に見直すこと。見直し後の原子力災害対策指針の適用について、内閣府は、地域の実情に応じた十分な準備期間が確保されるよう配慮すること。

（提言2）国のワーキングチームの取組み強化、自治体と国、電力事業者の連携協力体制の整備

- 国は、国民の生命、身体、財産を原子力災害から保護する責務があり、その責務は、原子力災害対策特別措置法及び災害対策基本法上も明確に位置づけられている。地域防災計画・避難計画は、地域の実情に精通した関係自治体で作成することとなっているが、政府は、国の責務に則り、計画の策定・充実化、広域避難の際の隣接府県間の連携、自治体単独では対応できない事項への国の実働組織等による対応等について、関係自治体と一体となって、原子力防災体制の充実・強化に取り組むこと。
また、原子力事故が発生した場合には、内閣総理大臣は、原子力緊急事態を宣言し自らを本部長とする原子力災害対策本部を設置する。原子力災害対策本部長の強い指示権限の下で、関係府省・関係自治体・関係機関の総力を挙げて対応すべきである。

- 関係自治体は、地域防災計画・避難計画の作成・充実化について、国が第三者的に審査をするのではなく、国の積極的な関与や国と一緒に取り組むこと、すなわち国との協働を強く求めている。

現在、内閣府が関係自治体支援のワーキングチームを設置し、関係府省と地元自治体が協働して、要援護者対策、避難先や移動手段の確保、国の実働組織の支援等について計画の具体化・充実化を行うとともに、具体化・充実化が進んだ地域については、避難計画を含む緊急時対応を確認する取組みを行っている。

このような国のワーキングチームの取組みを更に充実・強化することが必要であり、内閣府の原子力防災を担当する組織の人員を更に増員するとともに、ワーキングチームの活動を災害対策基本法で定められた防災基本計画上に明確に位置づけること。また、ワーキングチームの名称について、その活動内容が分かるよう、「地域原子力防災協議会（仮称）」とすること。

- 更に、「地域原子力防災協議会（仮称）」の活動として、これまでの計画策定の支援や計画確認の取組み（Plan）に加え、

- ・ 計画に基づき効果的な防災訓練を実施し（Do）、
- ・ 訓練結果から反省点を抽出し（Check）、
- ・ その反省点を踏まえて計画の更なる改善を実施する（Action）、

といった地域防災のPDCAサイクルを構築することにより、継続的に地域の防災体制の充実を図ること。その際、関係自治体の意見を踏まえた仕組みにするとともに、防災基本計画上に明確に位置づけること。

- オフサイトの原子力防災対策については、関係自治体、国、電力事業者との緊密な連携協力体制の確立が不可欠である。特に、電力事業者は、オンサイトの防災対策に万全を期すことはもちろんのこと、オフサイトの防災対策についても、原子力災害対策特別措置法に基づき、関係自治体や国等が原子力緊急事態に実施する緊急事態応急対応が的確かつ円滑に行われるように、必要な措置を行わなければならない。具体的には、事故が発生した場合の迅速かつ適切な情報発信はもちろんのこと、バスや福祉車両等の輸送手段確保、避難実施時のスクリーニング・除染、緊急時モニタリング等について、全面的に協力すること。

具体的な実施項目については、各地域の「地域原子力防災協議会（仮称）」において、地域の実情に応じて電力事業者の協力内容を決定し、関係自治体の地域防災計画や電力事業者の事業者防災業務計画に明記すること。

（提言 3）実践的な原子力防災訓練の実施

- 防災対策の実効性を確保するためには防災訓練の実施が不可欠である。国会事故調報告書は、東京電力福島第一原子力発電所事故前の国の総合防災訓練について、重大事故（シビアアクシデント）発生の可能性の想定不足、複合災害の想定不足、訓練規模拡大に伴う形式化、という3点を指摘している。今後の原子力総合防災訓練の実施に際しては、指摘を踏まえ、前例に拘泥することなく訓練のやり方を継続的に改善し、実践上の課題発見や、緊急事態や想定外の事象への判断力・対応力向上に繋がる訓練を実施すること。

（提言 4）大規模複合災害の対策強化

- 政府の危機管理組織については、復興第4次提言が「同時複合災害に対する備えとして、国・地方、さらには民間を含め、現場の救助・復旧面や行政面での人員を機動的に動員、指揮命令できる権限を持ち、平時にあっても救助・復旧に関する研究、機材の開発、訓練等総合的に対応する「緊急事態管理庁（仮称）」等の設置を至急検討すること」と指摘している。政府が設置した「政府の危機管理組織の在り方に係る関係副大臣会合」では、昨年12月に「中間的な方向性の整理」を公表し、「現段階において、政府における統一的な危機管理対応官庁の創設等中央省庁レベルでの抜本的な組織体制の見直しを行うべき積極的な必要性は、ただちには見出しがたいが、引き続き、主要各国における危機管理体制を調査しつつ（中略）、これらを踏まえた将来的な組織体制の見直しの必要性も検討し、本年度内を目途に成案を得る」としている。同副大臣会合では、引き続き緊急事態管理庁の設置についてしっかりと検討を行い、とりまとめを行うこと。
- 大規模自然災害を契機として原子力災害が発生した場合、災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部と原子力災害対策特別措置法に基づく原子力災害対策本部がそれぞれ設置される。政府の危機管理組織についての検討結果を待つことなく、大規模複合災害時に、両本部が、総合的かつ効率的な災害対策を実施できるよう、現地対策本部の体制や設置場所に関する検討も含め、一元的に情報収集、意思決定、指揮命令を行うことができる両本部の連携体制を強化すること。特に、複合災害発生時の現地対策本部の設置場所については、

想定される自然災害の影響を踏まえ、立地道府県や立地市町村の意見も聞き、地域毎に円滑かつ速やかに複合災害に対応出来る場所とすること。更に、極めて広域に甚大な被害をもたらす大規模自然災害により、複数の原子力発電所で同時に事故が発生した場合でも、政府全体として面的に総合的な対応ができる体制の整備を進めること。

- 国会事故調報告書は、福島事故では、国から自治体への避難指示の伝達のための通信網に著しい支障が生じ、緊急時の連絡体制がほとんど機能していなかったと指摘している。
関係自治体への連絡や情報提供の手段については、大規模な複合災害時においても確実に情報伝達ができるよう、電話やファックスといった通常の通信システムが途絶した場合の代替手段として衛星回線の拡充による通信手段の多重化が行われているが、防災訓練において通信体制についても不断に検証し、改善・強化を継続すること。

(提言5) 要援護者対策の強化

- 要援護者の安全な避難には、避難先の確保、移動手段の確保、資機材や医療従事者の確保が重要である。自治体任せにせず、国としても、「地域原子力防災協議会（仮称）」において、地域の実情をよく踏まえ、関係自治体とともに、地域毎に体制整備を促進すること。
- 福島事故の重大な教訓の一つは、病院や社会福祉施設等の入所者等の要援護者の安全避難のために備えるべきことである。避難により亡くなった方や病状が悪化した方がおられたという反省を踏まえると、避難準備が整うまでの間、安全に屋内退避するための、病院、社会福祉施設、屋内退避施設等の放射線防護対策が重要である。内閣府が実施している放射線防護対策の補助事業は地域の評価・ニーズが高いことから、内閣府は、対策実施の考え方を示した上で、各地域の状況に応じた対策について、計画的に財政支援を行うこと。

（提言6）地域支援の充実

- 内閣府は、「地域原子力防災協議会（仮称）」の活動を通じて地域毎に必要な防災対策をきめ細かく把握し、引き続き、原子力緊急時安全対策交付金によりこれを支援すること。また、広域避難については、避難の受入れ先となる緊急防護措置を準備する区域（UPZ: Urgent Protective Action Planning Zone. 原子力施設からおおむね30kmを目安。）外の自治体の協力が不可欠であることから、UPZ外へも財政的支援を実施すること。
- 原子力災害時の避難経路の確保は重要であり、避難計画と整合的な、道路等のインフラ整備・改良を進めていく必要がある。関係省庁は、原子力災害対策の重要性に鑑み、必要なインフラ整備を促進すること。
- 内閣府は、原子力防災対策の政府の総合的な取組みを確保するため、関係府省庁の原子力災害対策に関する予算について、概算要求段階や予算要求段階でその全体をとりまとめて本P Tに報告すること。

（提言7）適切な広報・情報提供の実施、モニタリング体制、スクリーニング体制の整備

- 関係自治体は、地域防災計画・避難計画の内容、放射線やその防護に関する知識などの基本的な情報を、防災訓練や広報、リスク・コミュニケーションの実施を通じて、住民や関係者に対し十分に周知を図る必要がある。そのため、政府は、関係自治体の取組みが円滑に進むよう、関係自治体に対し、必要な情報の提供、財政的な支援、原子力災害対策指針の考え方の説明等を行うこと。
- 緊急時には、放射線モニタリングの結果に基づいて住民等に事故の状況を的確に伝達するとともに、避難等の防護措置を迅速に判断する必要がある。緊急時モニタリングの確実な実施はその大前提である。緊急時モニタリングは、国、地方自治体及び原子力事業者が連携し、国が統括することとされており、原子力防災体制強化のためには、規制委員会において緊急時モニタリングの体制強化やそのための事前準備等を行う必要がある。規制委員会は、今般の経済対策も活用しつつ、地方放射線モニタリング対策官の増員やモニタリ

ング資機材の整備等を全国的に進め、原子力災害時に緊急時モニタリングセンターが確実に機能するよう体制を強化し、より実効性のある緊急時モニタリング体制を追求すること。また関係自治体による各地域の緊急時モニタリング計画等の速やかな作成を支援すること。

- 住民が汚染地域から移転する際に実施することになるスクリーニング・除染については、適切な実施場所の選定や、要員や資機材の事前確保が関係自治体の課題となっているので、自治体の取組みだけに任せず、政府としても、地域の実情をよく踏まえた地域毎の体制整備に取り組むこと。また政府は、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、公衆の被ばく線量の把握を迅速に行えるよう、その評価体制を整備すること。

（提言 8）安定ヨウ素剤の住民配布に係る運用

- 安定ヨウ素剤の住民への事前配布や配布後の更新は、予防的防護措置を準備する区域（PAZ: Precautionary Action Zone. 原子力施設からおおむね 5 km を目安。）内の自治体にとって行政負担が大きいのという声があることから、配布説明を行う医師の確保や説明資料の作成について、PAZ 内の自治体に十分な支援を行うこと。また、関係自治体の事務負担軽減については、海外の取組み事例も参考に、今後も継続的に検討すること。
- 安定ヨウ素剤の事前配布に関して、住民不安を招くことがないように、マニュアルや Q&A の提供により、どのような場合に安定ヨウ素剤の服用が必要となるのか等をわかりやすく伝えること。

（提言 9）事業者防災体制のチェック機能の強化

- 原子力利用の安全の確保については、まず、オンサイトにおいて、事故を起こさないこと、事故が起きた場合に敷地外への影響を最

小限に抑制する対策を適切に講じることが第一である。このため、電力事業者の防災訓練について、シナリオの多様化やブラインド訓練の実施を含む厳しい条件を付した訓練の実施を促進する等、オンサイト対応の実効性向上を図る取組みを強化するとともに、改正原子力災害対策特別措置法に基づき電力事業者の防災計画と防災訓練の結果（緊急時体制を含む）をチェックするための規制委員会の組織体制を更に強化すること。また、電力事業者における安全教育や人材育成も重要であり、その仕組みについて、原子炉等規制法に基づき検査等を厳正に行うこと。

1. 実施概要

平成26年11月2日及び3日、国、石川県、富山県、関係市町村、北陸電力(株)等が参加し、平成26年度原子力総合防災訓練を実施した。訓練参加機関は約150機関、訓練参加人数は約3,740人であった（参考参照）。

2. 訓練のポイントからみた主な教訓事項

（1） 国、地方公共団体、原子力事業者間の連携

今年度は、内閣府政策統括官（原子力防災担当）発足後初めての訓練であった。また、内閣府政策統括官（防災担当）、原子力規制委員会等との非常災害対策本部・原子力事故合同対策本部の合同会議を開催するなど、自然災害と原子力災害との複合災害を想定した訓練として実施した。

その中で、事態進展に伴う国、地方公共団体、原子力事業者等の連携を確認するため、情報連絡体制の確立や国からの要請及び指示・公示等の発出のための手順を確認した。また、緊急時対応センター及び現地オフサイトセンターでは、オンサイト対応とオフサイト対応に区分した指揮命令系統及び実施体制を設け、情報の伝達・共有及び一連の緊急事態応急対策を実施した。

一方、TV会議等の回線の不具合の発生や悪天候による現地派遣要員の移動手段及び住民の避難手段の変更を余儀なくされた事態が発生したが、それぞれ代替手段を確保して実行した。

予め複数の代替手段を用意し、臨機応変の対応ができるよう、訓練を実施するとともに、防災計画へ反映させることが重要である。

（2） 社会福祉施設や医療機関における屋内退避、避難及び一時移転

原子力発電所から概ね半径5km圏（PAZ：放射性物質の放出前の段階から予防的防護措置を準備する区域）内の社会福祉施設（1施設のみ）において、放射線防護対策を講じた施設への屋内退避を実施するとともに、事態の進展に応じた避難を実施するための手順を確認した。また、原子力発電所から概ね半径30km圏（UPZ：緊急時防護措置を準備する区域）内の医療機関施設において、UPZ外の医療機関へ一時移転するための手順を確認した。

社会福祉施設や医療機関では、昼間に比べ夜間は職員数が少なくなることも踏まえて、緊急時の連絡手順を含めた夜間の対応体制について検討し、必要な事項を適切に体制等の見直しに反映させることが重要である。

(3) U P Z内住民の屋内退避、一時移転及び避難退域時検査

全面緊急事態におけるU P Z内住民の屋内退避、緊急時モニタリングの実施及びその結果を踏まえた防護措置の実施を判断する基準(O I L)に基づく一時移転、さらに避難退域時検査を実施するとともに、これらを実施するための手順を確認した。半島部という地域特性、冬期の荒天といった気象条件及び自然災害による被害状況に対応できる住民輸送のための、様々な代替手段を確保することが課題として挙げられ、さらに実効性があがるよう防災計画に反映させることが重要である。

3. 今後の対応

今回の訓練で明らかになった課題についてその改善方策を検討し、その結果を原子力災害対策マニュアル、県の地域防災計画、避難計画等へ反映する。その際には、内閣府政策統括官(原子力防災担当)の地域ワーキングチーム等を活用し検討を行う。また、平成27年度原子力総合防災訓練ではこれらの教訓を反映し、より実戦的な訓練となるよう改善を図る。なお、複合災害への的確な対応ができるよう内閣府政策統括官(防災担当)との連携や合同訓練を引き続き実施していく。